

第3回 太田市下水道事業審議会 摘録

会議名	第3回 太田市下水道事業審議会
日時	令和4年2月14日（月）午後1時30分～午後3時15分
場所	太田市役所4階 常任委員会室
次第	<p>【第3回下水道事業審議会】</p> <p>(1) 開会 (2) 部長挨拶 (3) 審議事項・協議事項 (4) その他（次回開催日程及び審議内容） (5) 閉会</p>
【太田市下水道事業審議会】	
事務局	<p>(1 開会)</p> <p>只今より第3回太田市下水道事業審議会を開会いたします。 進行を務めさせていただきます、下水道課の亀山でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお本会議は、前回の会議に引き続きまして、情報公開の必要があり、議事録作成や会議終了後、市ホームページ等により公開しなければならないため、会議内容は録音させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>本審議会につきましては、太田市下水道事業審議会条例第6条第2項に「委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」と規定されておりますが、本日は14名の委員のうち10名にご出席いただいておりますので、本審議会は成立していることをご報告させていただきます。</p>
事務局	<p>(2 部長挨拶)</p> <p>次に、審議会の開催にあたり都市政策部長の齋藤よりご挨拶を申し上げます。</p>
部長	<p>大変お世話になります。都市政策部部長の齋藤でございます。宜しくお 願い致します。本日は大変お忙しい中、第3回下水道事業審議会にご出席 いただきまして、誠にありがとうございます。コロナの状況も大変な中で ございますが、この審議会においてもですね、十分注意を払いながら進め</p>

	<p>て参りたいと考えておりますので、御協力の程宜しくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>さて、前回の審議会において、太田市の下水道事業等における実態や状況・今後どのように事業運営をしていくべきなのか、具体的な内容についてご説明をさせていただきましたが、今回の第3回審議会では、本審議会の最大の目的であります『下水道使用料の適正化の是非』を審議していただきたいと考えております。このあとですね、事務局より各種説明をさせていただいた後、委員の皆様にご審議をしていただく予定でおります。是非とも委員の皆様からの忌憚のないご意見をいただいでですね、今後の太田市の下水道事業運営の方向性を示す結果となればよいなと考えております。</p> <p>それでは、長時間となりますが、どうぞよろしくお願ひ致します。簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。宜しくお願ひ致します。</p>
事務局	<p>(3 審議事項・協議事項)</p> <p>ありがとうございました。なお、部長の齋藤につきましては、他の公務のため、ここで退席となりますが宜しくお願ひ致します。</p> <p>それでは、これから会議に入りたいと存じますが、その前にお手元にあります資料のご確認をお願ひ致します。資料は計2つございます。</p> <p>それぞれ表紙の右上に資料1、資料2と書いてあります。不足の資料がございましたら、お申し付けください。</p> <p>次に、議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、条例第6条第1項の規定に基づきまして、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長をお願ひしたいと思ひます。長谷川議長宜しくお願ひ致します。</p>
議長	<p>はい。では、よろしくお願ひいたします。</p> <p>では早速ですけれども、議事を進めさせていただきます。まず本日の審議内容について事務局よりご説明をお願ひ致します。</p>
事務局	<p>事務局の中澤です。第3回太田市下水道事業審議会の次第にもとづきご説明させていただきます。</p> <p>「(次第3 審議事項・協議事項) 下水道使用料の適正化 と 浄化槽の補助金 と 下水道区域の見直し」についてご説明させていただきます。また、</p>

	<p>使用料については、事務局の説明を行ったのち、『適正化（改定）の是非』を委員の皆様にご審議いただきたいと思います。その後、下水道使用料の改定を“おこなう”という方向で審議が進んだ場合は、事務局より改正案を提示及び説明をさせていただきますので、ご意見・ご質疑を委員の皆様から是非いただければと思います。適宜、説明の時間と質疑等の時間を交互に設けさせて頂きたいと思いますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>なお、発言の際には、前にありますマイクのボタンを「オン」にして、赤いランプ点灯の状態でご発言していただき、終わりましたら、「オフ」にさせていただきますようよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>前回第2回の審議会より『太田市下水道事業等の現況等』について説明させていただきました。</p> <p>今回第3回の審議会より、具体的な内容に進めさせて頂き、委員の皆様にご審議いただきたいと思いますので宜しくお願い致します。</p> <p>まず資料になります、計2つあります。それぞれ表紙の右上に資料1、資料2と記載してあります。本日は資料1をベースの資料として『使用料の適正化について』の説明を行い、資料2を用いて『浄化槽の補助金について』の説明を致しますので宜しくお願い致します。</p>
事務局	<p>それでは、まず資料1をご覧ください。ページを進めていただいて、2ページをご覧ください。目次の内容に沿って説明させていただきます。</p> <p>「1. 下水道使用料適正化（改定）の是非」、「2. 下水道使用料 現行料金+改定2案」とあります。この2点が「使用料の適正化について」の内容となりますが、ここで、これまでの審議会のおさらいを兼ねた事前説明を行った後、「下水道使用料の適正化（改定）の是非」について委員の皆様でご審議頂こうと思います。その議において、改定について“おこなう”という方向性で審議が進んだ場合は、事務局より改定2案を提示し、現行料金との比較を含めたご説明をさせていただきますので、その後、委員の皆様からご意見やご質疑等をいただければと思います。改定案の最終決定については、次回第4回審議会にて進めさせて頂く予定でございますので宜しくお願い致します。協議事項であります「3. 浄化槽の補助金」、「4. その他事項」となります。その他事項については、第2回に説明させていただいた下水道区域の見直しについての進捗状況を口頭で説明します。そ</p>

	<p>の下に※印で第4回予定として「改定案の審議」、「今後の料金改定の方針」と記載してありますが、先ほど申し上げたとおり、使用料の改定案の最終決定については、次回第4回審議会を予定しており、その場にてご審議いただこうと思っております。そして、今後の料金改定の方針とは、以前ご説明させていただきましたが、本来、総務省が提示する下水道使用者が負担すべき使用料の適正単価は『1 m³あたり 150 円』であり、この金額が(汚水処理費用に対し使用料収入でどれぐらい賄えているかを示す)経費回収率 100%の使用料単価となります。今回、提示する改定案は、そこまでの急激な改定率とはなっていないので、今後将来にわたって経費回収率 100%を目指すにあたっての太田市の方針を簡単に審議会で取り決めできればと考えております。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、ページをめくっていただいて、3ページをご覧ください。はじめに「1. 下水道使用料適正化(改定)の是非」という事で、前回のおさらいも兼ねて、太田市の汚水処理費と収入について改めて説明いたします。図は令和2年度の汚水処理費用の内訳となります。汚水処理費 249 円のうち、太田市では、下水道使用者の負担を減らすため、国の指針に従い、153円を使用料対象経費(適正価格)としており、残り96円を総務省のルールに従って、一般会計負担金という基準内の繰入金(認められているお金)で税金から負担しております。以前の審議会で触れましたが、例えば、下水道区域見直しによる建設費削減や職員数見直しによる人件費削減等の様々な経営努力・費用削減を図っているところではありますが、この一般会計負担金の96円が減ったとしても、使用料対象経費153円自体はそのままであり、現在の太田市の下水道使用料が101円であることから、一般会計補助金という基準外の繰入金(認められていないお金)である52円の赤字分は是正すべき状況であることは変わらず、下水道使用料を改定する必要があると事務局では考えております。前回の審議会では、下水道事業の赤字の実態周知のチラシに対する『市民からの声』といった市民の方々からの意見等も説明させていただきました。改めてこれらご意見や、太田市の下水道事業等の経営状況等を踏まえていただいた上で、委員の皆様におかれましては、使用料改定の是非についてご審議いただきたいと思っております。それでは、一旦事務局の事前説明を終わりにさせて</p>

	<p>いただき、審議の時間とさせて頂きたいと思いますので、お手数ですが、長谷川議長、進行を宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。只今、事務局より『下水道使用料の適正化（改定）の是非』についての事前説明がありました。それでは、審議を依頼されておりますので、これより審議の時間に入らせていただきます。委員の皆様におかれましては、『下水道使用料の改定の是非』ということについてまずご意見を頂きたいと思います。この後でまた、改定をおこなうということについて、意見をもう一度聞きますので、今の時点で改定の是非についてのご意見の場となります。本日、欠席の方がそれなりにいらっしゃいますので、こちら（議長手前）の席から順番に意見を聞いていきますので、ご自身の発言の番が回ってきましたら、正面マイクのスイッチを押していただいて、念のためお名前を名乗ってからコメントをいただければと思います。では、まず私のお隣ということで橋本さん宜しくお願い致します。</p>
区長会	<p>はい、お世話になります。区長会の橋本と申します。改定の是非についてですが、これはやった方が良くと思います。以上となります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。続きましてお隣の方宜しくお願い致します。</p>
区長会	<p>はい、太田市区長会の鶴岡と申します。この件に関しては、私の方もやった方がいいと思っております。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。続いて宜しくお願い致します。</p>
区長会	<p>はい、区長会の柴田です。同じくこれはやった方がいいと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、では続いての方お願い致します。</p>
区長会	<p>区長会の板垣と申します。宜しくお願い致します。審議会の方向性として、改定はした方が良くとは思いますが、値上げについては幾分か意見があります。今回の審議会について、幾人かの方と意見交換を行いました。それでコロナ禍の今、派遣社員のクビ切り、働きたくても働く場所がない、年金受給者、子供を育てる一人親世帯、生活困窮者にとって様々な物価の値上がりが迫っております。それで水は生きていくのに最も大切な問題で</p>

	す。配管の老朽化等の問題は色々あるとは思いますが、下水道の値上げはコロナ禍が落ち着いてから審議してもいいのではないかと思います。今すぐではないと思います。
議長	はい、では続いての方お願い致します。
民生児童委員 協議会	はい、私も前の方と同じように改定は必要だと思いますけれども、やはり、上げる場合は事前に資料を見させていただいた中で、均一型や通増型という料金体系の改定案がありましたけれども、水を使う量が少ない家庭と多くの水を使う事業所とでは不公平なところもあると思いますので、その点をまた審議の際に意見を言いたいと思います。すみません、民生児童委員の茂木です。宜しくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは続いての方お願い致します。
民生児童委員 協議会	民生委員の大谷です。宜しくお願いします。わたしもやはり改定した方がよろしいかと思います。お願いします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは続いての方お願い致します。
農業団体	農業委員の清水と申します。私も改定の時期かなと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。それでは続いての方お願い致します。
農業団体	同じく農業委員の青木と申します。改定の是非についてはやった方が良くと思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは続いての方お願い致します。
下水道使用者 (大口使用者)	はい、SUBARUの森下と申します。料金の改定の方はせざるを得ない状況なのかな、という風に思っています。ただ、精査しなければいけないことは沢山あるんじゃないかと思っております。実際に太田市は産業で成り立っている街かなと思っております、一つ一つの料金が値上がりしてしまうということは、販売価格の方にも転嫁されることになりまして、企業の存続・競争力の低下というところも懸念される部分ではあるのかなと思っております。そんな中で、色々下水道課さんの方も努力といたしますか、中でどのように更新していったりと色々対策を練ってらっしゃると思うのですが、それ以上に本当に厳しい中をよく考えていただいて、料金の方は制定していきたいとは考えております。以上となります。

<p>議長</p>	<p>はい、では皆様のご意見一巡しましたということで、料金改定についてはやむなしという意見も出ておりましたが、それでは只今の議をもちましてお諮りします。下水道使用料について改定を”おこなう”ということに関してのご異議、今この時点である方いらっしゃいますでしょうか。</p> <p>異議ございませんか。大丈夫ですね。それでは、異議なしということでご意見まとめられましたようですので、下水道使用料の改定は”おこなう”ということで当審議會の話を進めさせていただきます。それでは具体的な改定案が2案ございますということでしたので、事務局よりご提示頂こうと思います。説明の方宜しくお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、本審議會の下水道使用料の改定は”おこなう”ということで、具体的な改定案について事務局より提示させていただきます。</p> <p>ページ見開きで4ページ、5ページをご覧ください。「2. 下水道使用料 現行料金+改定料金2案」ということで、まず、4ページでは、図表及びグラフがそれぞれ①、②、③と3つ並んでおります。すべて税抜価格で2ヶ月に1回の徴収であることから、2ヶ月にかかる金額で表記しております。まず一番左の図とグラフである①ですが、こちらは太田市の現行の料金体系となります。現行では、一部使用料制の従量制（均一型）で1m³あたり101円の料金体系となっております。下の表にありますが、令和2年度の使用料総収入は約10億6千万円となっており、（処理費用に対して、どれだけ使用料で賄えているかを示す）経費回収率は67.3%となります。そして続いて、改定の2案を提示致します。まず真ん中の図とグラフである②ですが、こちらが1つ目の改定案となります。こちらはどんな料金体系かといいますと、現行の一部使用料制の従量制（均一型）と同じであり、その単価を1m³あたり120円とした料金体系となります。現行料金に対し、一律約2割増の改定となります。図のイメージでいいますと、①の現行料金101円の直線角度が緩やかな斜線であるのに対し、120円とすることで斜線角度が少し急になるといった感じになります。この料金体系で試算した場合、使用料総収入は約12億6千万円弱となり、現在の総収入に対し+約2億円弱の使用料収入増となり、経費回収率は80.0%となります。次に右の図とグラフである③ですが、こちらが2つ目の改定案となります。こちらはどんな料金体系かといいますと、一部使用</p>

料制の従量制（逡増型 5 段階）という料金体系となります。現行料金と改定案 1 である「均一型」は線グラフで直線斜めに描いてあるように、使用する水量の多い少ないに関わらず単価を均一で徴収するのに対し、改定案 2 の「逡増型」は、線グラフの青線で行くほど弧が上に曲がるように描くように、使用する水の量が多くなればなるほど料金が高くなる料金体系となります。使用水量毎に 5 段階の従量単価を設定し、令和 2 年度の調定データを基に年間の平均使用料単価 120 円になるように試算した料金体系が図の料金体系となります。2 ヶ月徴収では、1～20 m³までが 110 円。21～50 m³までが 120 円。51～300 m³までが 130 円。301～500 m³までが 140 円。501 m³以上が 150 円となります。こちらを 1 ヶ月とした場合は、1～10 m³までが 110 円。11～25 m³までが 120 円。26～150 m³までが 130 円。151～250 m³までが 140 円。251 m³以上が 150 円となります。この料金体系で試算した場合、使用料総収入は、約 12 億 6 千万円強となり、現在の総収入に対し + 約 2 億円強の使用料収入増となり、経費回収率は 80.2% となります。最低単価を現行料金に対して、1 割増である 110 円に設定し、水量毎に 5 段階に単価を分け、10 円ずつ単価を上げており、最高単価を総務省の示す適正単価である 150 円と設定した使用体系となっています。

それでは、5 ページをご覧ください。2 つ提示した改定案のそれぞれの特徴を簡単に説明します。左の図表の改定案 1 である一部使用料制の従量制（均一型 120 円）では、使用した水量に応じて、120 円 × m³ 数で計算するので、非常にわかりやすい料金体系であるといえます。それに対し、右の図表の改定案 2 である一部使用料制の従量制（逡増型 5 段階 120 円）では、使う水量が少ない「一般家庭」からの負担を小さくする代わりに、使う水量が多い「事業所」からの負担を大きくする料金体系であり、多くの自治体が従量制に採用しているのが、この逡増型という型となります。それでは具体的な金額について説明致します。見開きページ上の 4 ページの下表を見てください。2 ヶ月につき 40 m³、500 m³、5000 m³、10000 m³ を使用した際の金額をそれぞれ記載していますが、一般家庭を想定した 40 m³ の場合、真ん中②の改定案 1（均一型）では 4,800 円であるのに対し、右の③の改定案 2（逡増型）では 4,600 円であり、③の改定案 2（逡増型）の方が一般家庭の負担が小さくなっております。それに対し、事業所を想

	<p>定した場合、例えば 500 m³ の場合ですと、真ん中②の改定案 1（均一型）では 60,000 円であるのに対し、右の③の改定案 2（逓増型）では 66,300 円であり、③の改定案 2の方が事業所の負担が大きくなっております。詳しくはこの後グラフを用いて説明させていただきます。</p> <p>さて、いずれの改定案にいたしましても、今回の改定では、基本使用料の織込みは考えておりません。太田市下水道経営戦略に基づき、段階的に改定を行い経費回収率 100%を目指すということで、まずは、経費回収率 80%を達成するというので、その料金体系を均一型とするか、逓増型とするかの 2 択にて提示させていただきました。補足として、今後の話となりますが、次の使用料改定を経費回収率 90%を達成するための使用料単価は 135 円となるのですが、この場合、太田市での 1~50 m³の水量を使用する件数の割合が約 77%であることから、逓増型でいかに最高単価を上げたとしても多く水を使用する事業所等の件数は、太田市全体に対して割合が少ないため、太田市の下水道総収入の増加にはそこまで寄与できないと想定できます。そのため、次回の改定を勘案するときは、最低単価をさらに引き上げるか、もしくは基本使用料の織込みということも想定しながら、料金体系を勘案していかなければいけないと考えております。これについては、次回第 4 回審議会の「今後の料金改定の方針」にて詳しく説明する予定でありますので、宜しくお願い致します。</p>
事務局	<p>それでは、現行料金に対して、改定案とした場合にどれぐらい変動があるのか、グラフを用いて周辺 25 市町と比較しながら説明したいと思います。次のページに進んでいただいて、見開きで 6 ページ、7 ページをご覧ください。グラフで上から順に、2 ヶ月あたりの 40 m³、500 m³、5000 m³、10000 m³使用した際の下水道使用料の金額と周辺市町における順位となります。グラフで吹出しがあります。太田市は、色がついた吹出しです。3 色ありますが、黄色の吹出しで「太田①」が現行の料金体系均一型 101 円の場合の価格帯です。緑色の吹出しで「太田②」が料金改定案 1 の均一型 120 円の場合の価格帯です。赤色の吹出しで「太田③」が料金改定案 2 の逓増型 120 円の価格帯です。その他所々吹出しが出ておりますが、こちらは、周辺 25 市町のなかから、群馬県の主要な市と隣接した市町、そして同じ西邑楽流域下水道を構成する大泉町、邑楽町、千代田町等の 10 市町</p>

にピックアップして比較の対象としています。詳細の市町の順位は、次の8ページ以降の棒グラフに記載しておりますので、後で確認していただければと思います。それでは、最初に6ページの（2つグラフがある中で）上のグラフである一般家庭を想定した2ヶ月当たり40 m³使用した場合のグラフをご覧ください。吹出し黄色の「太田①」が現行料金の均一型101円であり、2ヶ月にかかる金額は4,040円となります。括弧内の数字は1 m³あたりの平均単価であり、4,040円÷40 m³で101円となります。吹出し緑色の「太田②」の改定案1均一型120円の場合では、2ヶ月にかかる金額は4,800円であり、平均単価は120円です。それに対し吹出し赤色の「太田③」の改定案2逡増型120円の場合では、2ヶ月にかかる金額は4,600円で改定案1よりも若干安い金額であり、段階的な平均単価は115円となります。なおこの4,600円の計算は、1ヶ月あたり20 m³の水量として、(110円×10 m³+120円×10 m³<1,100円+1,200円>)×2ヶ月で計算されます。吹出しでも記載していますが、この一般家庭を想定した2ヶ月あたり40 m³の水量では、吹出し緑色の「改定案1（太田②）の均一型」に対して、吹出し赤色の「改定案2（太田③）の逡増型」の方が安い価格帯となります。そして改定をしたとしても、周辺市町平均程度の価格帯に位置づけられるようになります。

続いて、事業所を想定している2ヶ月検針で500 m³、5,000 m³、10,000 m³の場合は、同じトレンド（傾向）なのでまとめて話させていただきますが、見開き下のページの7ページの下グラフ10,000 m³の場合ですが、(吹出し黄色の)太田①の現行の料金体系は、周辺市町で最低水準の価格帯であり、2ヶ月にかかる金額は101万円となります。それに対し、(吹出し緑色の)改定案1（太田②）の均一型120円とした場合は、2ヶ月にかかる金額は120万円となります。+19万円の増加で約2割弱の増加率です。一方で、(吹出し赤色の)改定案2（太田③）の逡増型120円の場合は、2ヶ月にかかる金額は149万1300円となります。+481,300円の増加で約5割弱の増加率です。吹出しにも記載しておりますが、事業所を想定した使用料については、周辺市町で最低水準である現行の価格帯から、事業所の負担が大きくなる改定案2（太田③）の逡増型を採用したとしても、周辺市町の平均より低い価格帯に推移することがグラフから分かります。

	<p>す。</p> <p>それでは、次のページ見開きで開いていただいて8ページ、9ページをご覧ください。8ページ、9ページからさらに次の10ページ、11ページは先ほどの6ページ、7ページの折れ線グラフで示した『現行料金と改定2案と周辺25市町の各m³毎の使用料』を棒グラフに変えたものとなっております。赤枠で囲っている市町については、6ページ、7ページの折れ線グラフで吹出しで出している市町になります。棒グラフは、太田市のみ色が違っていますので、周辺市町との比較で太田市の現行料金、改定2案の料金がどの立ち位置にいるのか、こちらは参考までに後でご確認いただければと思います。</p>
事務局	<p>それでは、さらにページを進んでいただいて12ページをご覧ください。こちらでは太田市の現行料金と改定2案と周辺5市町をピックアップした一般家庭を想定した1～40m³までの使用料の推移を示したグラフとなっております。縦軸が2ヶ月にかかる料金で、横軸が水量でm³数になります。グラフの見やすさの観点から、先ほどのページの赤枠で囲った周辺10市町よりもさらに5市町まで絞っております。例えば、前橋市と高崎市は似たような推移のグラフであり、同じような折れ線グラフだったので、高崎市を削除して、前橋市を残しました。グラフの線が全部で太田市3本・他市町が5本の計8本あります。太田市は、現行料金の太田①が赤色の折れ線で点は四角マークです。改定案1（太田②）が緑色の折れ線で点は三角マークです。改定案2（太田③）が紫色の折れ線で点はバツマークになります。見づらくて申し訳ありませんが、左下0m³のところには線が重なっていてそこからスタートして延びている3本線が太田市の現行料金と改定案の料金体系の推移になります。対して、ピックアップした周辺5市町は、前橋市、桐生市、伊勢崎市、千代田町、大泉町となります。以前、太田市のみ基本料金を織り込んでおらず、周辺市町は基本料金を織り込んでいると説明させていただきました。（グラフ表の一番左）スタートの0m³のところ、5つの点を赤線で囲っており吹出しがでていますが、「太田市以外の自治体は基本料金を織り込んでいるため、0m³から金額が賦課されている」と記載されている通り、他の自治体は、下水道を使える状態であれば、例え水を使っていなくとも、基本料金がとられるようになって</p>

	<p>います。基本料金の金額も各自治体それぞれでピンキリでして、高い金額だと、大泉町が薄い茶色の線で点が三角のグラフですが、4,000円弱の基本料金をとっています。安い金額だと、伊勢崎市や前橋市が1,000円前後の基本料金をとっています。いずれにしてもこの基本料金という考え方は、「下水道を使用している人全員に賦課される料金体系であることから安定的な収益を得ることができる方法」として、最適な料金体系となります。人口が多ければ、それだけ基本料金の収入が多くとることができます。また、太田市の基本料金を織り込んでいない現在の従量料金（斜めの線）は、太田市は0 m³のところから、右上に進んでいくが、料金を上げるとすると角度をさらに急にしなければならなくなります。基本料金を織り込むことで、安定的に収益を得られるため、従量料金の斜めの線の角度を急にする必要がなくなるかもしれないといったメリットがあります。</p> <p>先ほど改定案の提示の際に少しお話しさせていただきましたが、今回の令和3年度の審議会において提示した改定案はどちらも「経費回収率80%」を達成する2案となります。しかし、いずれは段階的な改定を行い経費回収率100%を目指すということで、例えば、次の改定を「経費回収率90%」とした場合の使用料単価135円を達成するためには、基本使用料の織込みということも想定しながら、料金体系を勘案していかなければいけないと考えております。次回第4回審議会の「今後の料金改定の方針」では、この基本料の織込みも考慮し、方向性を決められればと思っております。</p>
事務局	<p>それでは、次の13ページをご覧ください。こちらは、前回第2回審議会で説明した「個人処理と下水道等処理の費用比較表」に料金改定の2案の場合を追加した表となります。4人家族（大人2人、子供2人）を想定し、年間にかかる費用にて比較しています。また、こちらは税抜きの価格になります。個人処理で、汲み取りの場合、年間費用はおよそ57,600円。浄化槽（5人槽）の場合がおよそ40,800円です。それに対し、下水道等の現行料金（101円均一型）の場合、4人家族の平均処理水量が2ヶ月で40 m³であることから、1ヶ月だと20 m³のため、計算すると『単価101円×水量20 m³×（1年間）12ヶ月』でおよそ24,240円です。そして改定案1である120円均一型の場合、単価が101円から120円となるため、計算</p>

すると『単価 120 円×水量 20 m³× (1 年間) 12 ヶ月』でおよそ 28,800 円です。そして、改定案 2 である 120 円逡増型の場合、単価が 1 ヶ月で 1～10 m³までの 10 m³分の単価が 110 円、11～20 m³までの 10 m³ 分の単価が 120 円となるため、計算すると『(110 円×10 m³+120 円×10 m³) × (1 年間) 12 ヶ月』でおよそ 27,600 円です。4 人家族を想定した年間の下水道料金は、改定案 1 の均一型の場合、現行料金に対して税抜+4,560 円の増額となりますが、一般家庭の負担を減らす料金体系である改定案 2 の逡増型の場合、現行料金に対して、税抜+3,360 円の増額となります。そして、改定案 2 は、改定案 1 に比べて 1,200 円安く済むこととなります。ただいずれにしても、一般家庭を想定した 4 人家族を想定した場合の下水道料金体系は改定を行ったとしても、汲み取りや浄化槽の年間の維持管理費用に比べてまだまだ安い価格水準であるといえます。

それでは、次のページ見開きで開いていただいて 14 ページ、15 ページをご覧ください。14 ページから 17 ページにかけて、現行料金と改定案 2 案のそれぞれ処理水量毎の料金の価格と差額がどれくらいになるのかを記載しております。14 ページと 15 ページが、①現行料金 (101 円均一型) と②改定案 1 (120 円均一型) の比較、次の 16 ページと 17 ページが、①現行料金 (101 円均一型) と③改定案 2 (120 円逡増型) の比較となっています。こちらは参考までに後で確認いただければと思います。0～100 m³までは 1 m³ずつ。100 m³～1000 m³までは 100 m³ずつ。1000 m³以降は 1000 m³ずつ水量を増やして比較しています。なお、参考までに 70 m³までは改定案 2 の方が改定案 1 に比べて安いですが、71 m³以降は、逡増型により事業者の負担が大きくなることから、改定案 2 の方が改定案 1 に比べて高くなります。その辺も含めまして、後でご覧いただければと思います。

以上が、目次「2. 下水道使用料 現行料金+改定料金 2 案」という事で、提示させていただいた改定 2 案と現行料金との比較、及び、周辺市町の価格帯との比較について説明させていただきました。

それでは、ここで事務局の説明は一旦終わりにさせていただいて、次回第 4 回審議会での最終的な料金改定案を決定するをいたしまして、ここまでの説明で何かご意見やご質問等があれば、是非忌憚なくいただければと思

	います。お手数ですが、長谷川議長、進行を宜しくお願い致します。
議長	<p>はい、それではただいま事務局より「下水道使用料の改定案」について説明がありました。</p> <p>これ2案、均一型と逡増型の2つの料金体系があるという提示と、今回は120円（80%の経費回収率）ということで2つのプランを示していただいております。今のこの提示していただいたもの、均一型にするのか、逡増型にするのか、いくら上げるのかあるいは値上げの時期を先延ばしにするのかは第4回のお話になるかと思うのですが、今お見せ頂いたこの2つの仕組みについて、ご意見・質問、より詳しく聞きたいことなどございましたら、この機会の内に解決をしておいて、次回の議論有意義なものにしたいと思いますので、ご意見等ございましたら、マイクのボタンを押して、お名前を言っていただいて、それからコメントを宜しくお願い致します。</p>
区長会 (1人目)	区長会の柴田です。前回、人口減少のうんぬんという話があったかと思いますが、今回の案については人口減少を想定しているものなのでしょうか。例えば、23万人が20万人になるといったような。
議長	はい、では事務局どなたかご回答をお願い致します。
事務局	事務局の大槻です。具体的なシミュレーションですね、何万人といった数値は今すぐには捉えてはいないのですが、現在毎月毎月、市民課の方から人口の増減については、ホームページ等でお知らせをしておりますが、他市町と比べますと、人口減少の右肩下がりが比較的緩やかな右肩下がりで推移しております、人口減少が進んでいるというのが実態でございます。それでですね、これからいろいろな意見をいただいた中で、今の手元の資料で把握していないのですが、市役所全体では企画政策課が基本的な人口減少のシミュレーションの数字というのを捉えていると思うので、その数値を使って、今後具体的なものを見直ししていかなければならないと思うのですが、太田市の（下水道）経営戦略というものを平成30年度に作成しており、これはその時の人口減少のシミュレーションの数値を使って作成したものとなっております。ただ、（経営戦略の）見直しは5年に1回で見直しをするということになっておりますので、確実にさらに人口を減らしたシミュレーションになると思います。すみません、この場では即答がそれぐらいしかできないのですが、宜しく申し上げます。

<p>区長会 (1人目)</p>	<p>はい、わかりました。それともう一点聞きたいのですが、『下水道使用料の現行料金+改定案2案』のところで、13ページの単独浄化槽というのがありますね。4人家族(大人2人+子供2人)を想定したというところの。これは一人暮らしで単独浄化槽を使っているのは何人ぐらいいるかっていうのは分からないですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>すみません、数字で捉えてはいないですね。</p>
<p>区長会 (1人目)</p>	<p>というのも、料金を改定しますといった時に、前回の調査(料金改定の必要性のお知らせ文)では、不満を言う人が比較的少なかったとの結果だったと思うんだけど、やっぱり太田市民全体でいえば、一人暮らしの人も多いわけで、その割合というのもわかるようにどこかに織り込んでもらった方がいいと思うんですよね。</p> <p>それともう一点。『下水道使用料の現行料金+改定案2案』のところで、改定案2の特徴で、「一般家庭の負担を小さくする代わりに、使う水量が多い事業所の負担を大きくする」とあると思うのですが、この事業所というのは、ざっくりばらんに言ってどういった会社を指しているのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>こちらはですね、下水道課の方で調定データというのを水道の方(群馬東部水道企業団)から毎月いただいていますので、具体的にどこかっていう話になってしまうと難しいのですが、大きな事業所と言われるところが500m³以上使っていると想定しているわけでありまして、一般的な話となってしまうんですが、一般家庭で100m³使用しているところというのは、ほとんどないと思うんですよね。大体、70m³ぐらいまでが一般家庭のMAXだと思うんですよね。だからそれ以上の水を使っているところは、一般的には事業所として捉えております、事務局では。ですから、具体的に事業所とはという事に関しては、ほとんどすべてという訳であります。</p>
<p>区長会 (1人目)</p>	<p>ということは、社員が5人いても10人いても、m³数(水量)で比較していてそれで事業所という事になりますか。例えば、社員数が100人であっても5人であっても事業所という捉え方で間違えないですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、そういう捉え方でいいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>それから、先ほど浄化槽についてコメントが出ていたので、詳しい方いらっしゃいましたら、確認をしたいのですけれども。さっきの資料1の13ページの浄化槽で4人家族ということで書かれていたかと思います。浄化</p>

	<p>槽っておそらく1人サイズや2人サイズってあまりなくて、大体5人型の浄化槽というのを入れていると思うんですけれども。独居老人になれば、当然汚水の排出量というのは少なくなってくると思うのですが、これは独居老人という場合を想定するとどれぐらいの金額を払っているものなのでしょうか。すみません、自分が（下水道使用者で浄化槽の）料金を払ったことがなかったので、ちょっと想像がつかなくてお一人で住まわれている方、例えば昔お家を建てて家族で住んでいて、そのまままだお一人で住まわれている方っていらっしゃると思うのですが、そういった方って大体年額どれぐらい払っているのでしょうか。</p>
事務局	<p>事務局の橋本といいます。13ページの個人処理で単独浄化槽・合併浄化槽の件となりますが、人数に関わらずですね、保守点検とか11条検査、汚泥の汲み取り（引き抜き）の費用はほとんど変わらないです。変わるとしたら、汚泥の引き抜き料になるんですけれども、こちらはあくまで頻度によって変わるということになります。世帯人数が多いと、それだけ汚泥が出るわけでありますから、引き抜きの頻度が変わるかなと思います。例えば人数が多いと1年に2回とか、人数が少ないと1年に1回で済むだとか。そういう形での料金の差は出ると思いますが、基本的にはここに記載されている金額からはそれほど変わらないと思います。</p>
議長	<p>そうですね。独居の方でも概ねこれぐらいの料金を払っていますよね、私が昔実家に暮らしていた時は3人暮らしで年に2回引き抜きに来ていたので、これよりは高かったのかなと思うのですが、こういうところですね。あの、柴田さんから先ほど出ていたフォローはそれでよろしいでしょうか。</p> <p>はい、そういうことだそうです。独居であってもこれぐらいの金額がかかっているということで、ご理解いただければと思います。</p> <p>それでは、他にご意見・ご質問等ある方いらっしゃいますか。</p>
区長会 (2人目)	<p>えー、資料の中で聞きたいことがあるんですけれども。総務省が示している基準料金について知りたいと思っているんですけれども。こういった流れでこの基準料金というのはできているのか、分かる範囲で教えてください。お願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ではその部分については要点を絞りましょうか。150円/m³とな</p>

	<p>っているところの根拠について、では教えてもらってもよろしいでしょうか。3 ページの所の国の指針に従いとあると思いますが、なぜ、150 円／m^3となっているんですかという所について。</p>
事務局	<p>はい、これは総務省でですね。150 円／m^3という単価が平成 17 年の時の総務省の会議の中で、150 円／m^3という単価が一般の 4 人世帯の家庭の使う平均的な単価ということで、この数字が初めてでまして、その当時の基準単価が今現在でも生きているということで決められた単価に沿って今も動いているということになります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。この 150 円／m^3というのは全国的にみて下水道にかかる費用として 150 円／m^3でやってください、という指針だということがまず一つになります。それから、それに対して残念ながら太田市は汚水処理費が約 250 円／m^3かかっているということによろしいですね。</p>
事務局	<p>その通りです。</p>
議長	<p>はい、ということで鶴岡さん。質問はまだございますでしょうか。</p>
区長会 (2 人目)	<p>はい、その 150 円／m^3の算定されている基準というか、例えば総務省であつたり、水道関係のホームページなんかを見てみると消費者物価指数であつたりとかいろんな統計数値が出てくると思うんですけど、その辺の割り出し方というのを知りたいんですよね。どういう風にこの割り出しをしているのか、この 150 円／m^3という数値を。先ほど平成 17 年からやっているという事だったと思うんですけど。それを今でも使っているという認識でいいのか。このベンチマークである 150 円／m^3に（太田市の料金も）近づけたいという事だと思うのだけど。総務省の出している 150 円／m^3の基準の数値の算定について具体的に知りたいと思います。</p>
議長	<p>はい、では私の方で少しフォローさせていただきたいと思いますが、この 150 円／m^3は先ほど述べたように平成 17 年に総務省の方で示している単価。もちろんこれは、都会等の人数の多くて効率的に処理をできている所を含めての算定した金額で、一応 150 円／m^3ぐらいでやってくださいね、というニュアンスになりますね。それに対して、太田市は市街化区域等の問題、あるいは、住民の住んでいる人数の問題等で現在 249 円／m^3の費用がかかっている。もちろんこれを、153 円／m^3に近づける（費</p>

	<p>用を下げる) 努力をしていかなければならないのですが、それが残念ながらいろいろな理由が重なり、例えば、人が散らばって住んでいることであつたり、範囲が広いだとか、そういう問題があつて出来ていないので、この3ページの表だと96円/㎡分は、市から持ち出しをしていいですよ、と国は150円/㎡といているので、その分オーバーしている分は(税金で)埋めていいですよ、ということがまず示されているというのが、この3ページの表の見方となりますね。それで、150円/㎡でやりましょうねという中で、現在101円/㎡しか使用料を取っていないので、残りの差額を取らなければならないというのが、議題となるわけでありまして。事務局の方から他にフォローしなければならないことがあればお願いします。</p>
事務局	<p>まったくその通りでございまして、それ以上に回答すべき点はないのですが。はっきり言ってしまえば、96円/㎡は税金から負担しなさいよと。ただ、太田市の場合はそれに加えてさらに+52円/㎡分も多く税金から負担してしまってきたということです。(本来認められていない) こういったことをずっと通してきてしまってきたと。ただ、それですと下水道が太田市全域に通っているのであれば、それでもいいんですけれども。約半分の方が下水道に全く関係ない方で(その方々の含む)税金も赤字補填にいられてしまっている、これはまずいよねということで、今回の議題・審議をしていただいているということになります。以上です。</p>
議長	<p>はい、鶴岡さん、今ので納得いただけただけでしょうか。</p>
区長会 (2人目)	<p>わかりました。要するに太田市の一般財源の持ち出しが多すぎると、それをできる限り、総務省の示す基準料金に近づけるといふような話であるということですよ。この全体的な改定の流れというものがですね。そういうことで理解できました。ありがとうございました。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは続いて区長会の橋本さんがボタンを用意していたようですので、どうぞお願い致します。</p>
区長会 (3人目)	<p>はい、すみません。今は、下水道の使用料についての審議ということですが、我々住民とすれば、水道料金も気になるわけですよ。入り口があれば出口もあるということでありまして、下水道の料金の現況であつたり、改定の必要性についてはよく分かりました。それで、自分の料金表を持ってきたので参考に言いますと、2ヶ月で35㎡であり現行料金表の通</p>

	<p>り計算すると、金額が一致しましたので、非常に納得のいく料金表といたしますか、身をもって実感できる訳であります。それで、水道料金の改定について、この審議会からは少し逸脱してしまうかと思うのですが、参考までに教えていただければ大変ありがたいのですが、水道料金は改定するの かしらないのか、どうなっているのかということを知りたい訳であります。</p>
議長	<p>ええと、それは議長権限という訳ではないんですが、下水道課ですので、こちらの方は、対象の外になってまして、この辺の話は東部水道企業団ということで行政から離れたところで水道料金を管理していますので、恐らく今の質問に対しては下水道課のほうで回答することは難しいかと思われ れます。太田市の水道局ではないんです、今はもう既に。ですので、ちょっと難しいですかね、回答は。</p>
区長会 (3人目)	<p>そのへんはどうなっているんですか。1市3町とかでやっているのだと把握はしているのですが。</p>
議長	<p>では、議事録の外の質問と言うことで、ご回答が可能であれば宜しくお願 い致します。</p>
事務局	<p>はい、それでは答えられる範囲で。いま水道は群馬東部水道企業団とい って、恐らくほとんどの方がご存じないかと思うのですが、以前は各自治 体、太田市なら太田市、大泉町なら大泉町ですべてそれぞれの自治体で水 道局があって市の職員が水道事業をやっていたんですね。ただ、やはり人 口減少やその他要因を鑑みて、広域化してまとめて運営した方がお金の管 理がスリム化できるだろうということで、3市5町（太田市・みどり市・ 館林市、大泉町・邑楽町・千代田町・板倉町・明和町）で群馬東部水道企 業団という組織を作りました。人件費の削減や効率化を図る目的でまとま ったわけでありまして。ですから、今議長がお話したように、太田市の職員 （公務員）の枠から権限が外に出ているため、それ以上のことは 申し上げられないのですけれど、会議が終わりましたら、具体的にお話が 聞きたいと言うことであれば、群馬東部水道企業団の方にいけばなんらか の回答をして頂けると思いますので、大変申し訳ないのですが私からは以 上の回答で宜しくお願ひ致します。</p>
区長会 (3人目)	<p>わかりました。</p>

議長	<p>よろしかったでしょうか。</p> <p>はい、では何か他にご意見等ございましたら、今このうちに出しておいた方が次回の審議会のためには有効かと思えます。均一型と逓増型とで負担が大きく変わってくる所があるかと思えます。逓増型にすると、一般市民の方には有利に働くと思えますけれども、先ほど事業所ってどういったところがあるのかという話でもあったように、事業者側にとっては、決して有利な状態ではありません。均一型にすれば、みんなが分け隔てなく共に負担をするという形になります。ただ、今日示されていた表を見ると、均一型は大きく伸びるところがややあります。なので、こういうところについて、今日は市を代表する皆様方に集まって頂いてるわけですので、コメント等ございましたら、もちろん先ほどのご意見頂戴したところにあった改定はしなければいけないけれども、先延ばしも考えなければいけないのではないか、というコメントは含めた上でまだ何か追加で発言しておかなければならないこと、ご意見等述べられたい方いらっしゃいましたら、いかがでしょうか。</p>
農業団体	<p>すみません、清水です。12 ページで基本料金を太田市はとっていないと説明であったかと思えますが、次回の会議でこの基本料金の事に関してもというお話がありましたが、この基本料金をつくるということでしょうか。</p>
議長	<p>基本料金はまた今後の話ということでしたよね。とりあえずは。それが2年後なのか5年後なのか10年後なのかは分からないですけれども、いずれもしかしたら考えていかなければならないということでの事務局側の現状の案ということではよろしかったでしょうか。</p>
農業団体	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
議長	<p>よろしかったでしょうか。はい、では続いての方宜しくお願い致します。</p>
下水道使用者 (大口使用者)	<p>はい、SUBARU の森下です。資料1の6・7ページの表の見方の中で、色々と料金体系を変えていった時に、②番の500 m³からのグラフで千代田町や邑楽町や大泉町の所は、恐らく逓増型を採用していてカーブが急激に上がっているのに対して、太田市は仮に改定したとしても、どちらかと言えば低い価格帯の位置にいるというのは、千代田町や邑楽町や大泉町というのは、大きな事業所が多数あって、そこから高い下水道料金をとっているか</p>

	<p>らこういった料金カーブになるのでしょうか。そういった解釈でいいのでしょうか。太田市は意外に事業所が少なく、料金を上げたとしても、この周辺市町における順位というのが低く抑えられているといったイメージなのでしょうか。</p>
議長	<p>はい、では事務局の回答をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい、基本的に下水道を整備する単価というのはですね、人口が少ない多いに関わらず一定の金額がかかります。それで町の単位でありますと、流域下水道という2つ以上の市町を跨いでやっている事業になるんですね。ですから、すみません答えが長くなるとあれなので、端的に申し上げますと、人口が多ければそれだけ収入が増えますので、ある程度抑えられた単価で事業運営をすることができるのですが、人口が少ない場合ですとそれだけ収入益というのがそこまで見込めないということから、ある程度の価格単価で設定しないと事業運営ができないということです。（※事業所が多い少ないの話の前に、人口規模が違うという点で、それだけ1人当たりから徴収する単価が人口の比較的多い市は単価が安く、人口が比較的小さい町は単価が高く設定されている）今出た、町の単価が高いというのは、その関係で高いということが要因であります。（※そのため、①の40m³の場合も、邑楽町や千代田町は高い価格帯にいる）それでご理解いただけますでしょうか。</p>
下水道使用者 (大口使用者)	<p>そうすると、高崎市や館林市といった少し大きそうな自治体は、高く設定されているように思えるのですが、それについてはどのように解釈したら良いのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、それは私も非常に頭の痛いところでして、下水道課だけではどうにかなる問題ではないのですが、恐らく高崎市や前橋市は、市街化区域の設定がある程度まとまりがあるんですね。ですから、まとまった区域に下水道を通した場合に、例えば100の区域を通した場合と、太田のように（市街化や工業地域が）飛んでいる区域を50、50・・・のように整備すると工事コストというのが、大きくかかってしまうんですよ。ですから整備率も悪い。工期もかかる。ある程度やってはいるんですけど、高崎市や前橋市等に比べるとまとまっていないので。ですから、高崎市や前橋市はある程度抑えられたコストでやっていけると想定されます。</p>

	<p>(※基本的に、主な市というのは、逓増型を採用し、事業所からは大きく負担してもらうような料金体系を設定しているのが主流であるが、太田市の場合の料金体系は均一型とし価格帯が最低水準にいることから、事業所に対して非常に優遇していたと理解して頂ければと思う)</p>
下水道使用者 (大口使用者)	<p>はい、わかりました。もう1つなんですけれども、今回色々と金額が上がる上で、均一型、逓増型といったところの判断になるのかなと思うのですけれども、例えばそこを今回は均一型の方向に進めます。だけど、また数年経っていろいろな変化が見えたところで逓増型に変わりますっていうのは、また次の審議の度に変わったりするものなんですか。それとも、今後、一旦逓増型で決まってしまった場合は、逓増型の中で金額がまたさらに20円上がりますよっていう議論になっていくものなんでしょうか。</p>
議長	<p>事務局側から回答できますか。</p>
事務局	<p>はい、とりあえず今回は2案示させて頂きましたが、とりあえずその案でどちらが良いか意見を出して頂いて、まとまればいいなと考えているのですが。次回についてもある程度の方向性は決めて頂ければなどは考えております。次回の案も第4回目になるのですが、恐らく今回案を示させて頂いた経費回収率80%という・・・</p>
議長	<p>あ、すみません、恐らくそういう意味ではなくて、今回の会議の結果、もし逓増型にしたとしたら、今後ずっと逓増型でいくことになるのか、それで均一型に戻らないのか。あるいは、均一型を選んで、それが4年後かどうかはわかりませんが、その時に逓増型に変わったり、いつたりきたりするのかというそういう質問であるかと思いますが、そうですね。</p>
事務局	<p>はい、これは審議会で決定すれば変わることもあると思います。</p>
議長	<p>よろしかったでしょうか。はい、先ほど出ていた6・7ページの表の話ですが、大泉町、千代田町、邑楽町については、これは恐らく効率性の問題ですね。で、高崎市に関しては、これは逓増型を設定しているがためにこういった変動がでているのだと思います。それで前橋市は恐らく、均一型に近いような料金体系のつくりになっているのではないかと見えるんですけれども、事業者としては均一型と逓増型というところについて、もう少しご意見伺いたいと考えているのですけれども、どちらの方がいいというところのコメントをいただいてもよろしいでしょうか。</p>

<p>下水道使用者 (大口使用者)</p>	<p>はい、ええと、考え方とすると均一型にさせてもらいたいなという所はあります。逓増型だと、上限がなくどんどんどんどん値上がりするようなイメージもありまして、それが太田市は、色んな事業所が犇めいていっぱいあって企業が成り立って街である所でありますので、徐ろにそこを厳しくするというのはちょっとどうかなという所は考え方としてあります。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。大口の利用者が本日は1名しか出席されていませんので、市民の方が圧倒的に多いので、大口側の意見も聞いておかなければいけないということですが、やはりそこですよ。逓増型もどのようなカーブをつくるのかというのは、また問題になってくるかも知れませんが、現在が均一型で見通しがつきやすいということに対して、逓増型をいれると市民の負担は見た目的には減るけれども、その分誰かが大きくかぶることになるということですので、こういう所も踏まえて、また次回の議論をする時にご意見等ちょうだいできればと思うところです。</p> <p>では、他にご意見等何かこの場で申し上げておかなければならない事等ある方いらっしゃいますでしょうか。</p>
<p>区長会 (3人目)</p>	<p>はい、基本料金の話が先ほど出ましたけども、その考え方はどういう風に考えますか。個人の場合と、事業所の場合と。</p>
<p>議長</p>	<p>まあ、基本料金の設定については、前回の会議においても基本料金制をとっている自治体の話というのがでましたし、基本料金の中にある程度の無料枠の形をとるのか、基本料金は基本料金でそこからまたカーブが始まるのかというのは、その決め方次第だと思います。</p>
<p>区長会 (3人目)</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>議長</p>	<p>他によろしいでしょうか。</p> <p>はい、では、意見等でたということ一旦区切らせていただいて、改定案の審議や決定については、次回第4回の審議会にて行いますので、次回の審議会までに勘案して頂ければと思います。</p> <p>それでは続きまして、協議事項『浄化槽の補助金 と 下水道区域の見直し』について事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、委員の皆様におかれましては、貴重なご意見等ありがとうございました。質問事項等、本日、いただいた意見について補足事項等あったも</p>

	<p>のにつきましては、次回審議会に回答させていただければと思います。</p> <p>それでは、『下水道使用料について』は以上といたしまして、資料1の18ページをご覧ください。次に協議事項であります『3. 浄化槽の補助金』について施設管理係長の橋本より説明いたします。橋本補佐、お願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、施設管理係の橋本です。宜しくお願い致します。それでは、『浄化槽の補助金』についての協議内容を説明させていただきます。まず、資料2-1をご覧ください。本市におきまして、太田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づきまして、新規に個人の住宅を建設時に設置します合併処理浄化槽に補助金を交付しております。これは生活排水における公共水域の水質汚濁防止を目的で実施しております。今回の協議はこの補助金におきまして、設置する区域において金額に差が生じているケースがございます。資料2-2をご覧ください。具体的に上の計画区域外の区域は5人槽で12万3千円の補助金です。その隣、整備予定なし区域は5人槽で8万2千円の補助金となっております。ここに補助金の差が生じております。ここで区域の説明を致します。計画区域外の区域というのは、下水道の処理区域、あと団地等のコミュニティ・プラント、農業集落排水というものがあありますが、そちらで処理している区域以外ということになります。概ねですね、市街化調整区域というところがメインとなっております。次に整備予定なし区域ですが、こちらは下水道の整備区域ではあるのですが、毎年新規の下水道管を入れているのですが、なかなか具体的な整備年度が定まらない区域（直近の下水道整備の予定が定まらない区域）がありまして、家を建てる人に対して相談等を受けるのですが、何年後に整備できるか分からないような回答になってしまう時がありまして、なかなかそれでも家を建てたい人からすると何年も待てない状況でありますので、こういった方々に補助金の交付をするというのが、この整備予定なし区域となります。こちらの方が年間約20件ほどございます。このように区域の差がございますけれども、どちらも合併処理浄化槽を設置して頂いているので費用については同じになります。この辺を公平性を担保するために交付する補助金の金額、資料2-2の下の方の補足事項ですが、計画区域外が5人槽：12万3千円、7人槽：15万9千円、10人</p>

	槽：21万1千円という上段の補助金額に（下段の整備予定なし区域も）統一しまして一元化を図りたいと考えておりますので、協議の程宜しくお願い致します。説明の方は以上となります。
議長	はい、ありがとうございます。只今、事務局より『浄化槽の補助金』について説明がありましたがなにか質疑等確認したい事がございますでしょうか。
区長会	これは、交付は今年からの話ですか。今年度の4月からの話になりますか。
事務局	今回これで協議させていただきましてですね、来年度からやっっていこうと考えております。新年度ですね。
区長会	了解しました。ありがとうございます。
議長	はい、ありがとうございます。他はなにかご意見等ございませんでしょうか。まあ、これは不利益な改定ではないので、何かコメント等大丈夫でしょうか。よろしいですね。それでは、事務局続きの説明について宜しくお願い致します。
事務局	<p>それでは、『浄化槽の補助金』については以上といたしまして、再度、資料1の18ページをご覧ください。</p> <p>つづいて、『4. その他事項（下水道区域の見直しの進捗状況）』について、下水道一係長の高柳より説明いたします。高柳補佐、お願い致します。</p>
事務局	<p>お世話になります。下水道一係長の高柳と申します。私の方は今回特に資料等はないのですけれども、前回の審議会で下水道の全体区域の見直しということで案で提示させて頂いたその後の進捗状況について、ご報告させていただきます。前回提示させて頂いた区域の見直しについて、今作業的に太田市の処理区（単独公共下水道と流域下水道の西邑楽処理区、佐波処理区、新田処理区）と4つあるのですけれども、そのうち西邑楽処理区と佐波処理区の全体計画の見直しを含めた事業計画変更案の縦覧を令和4年度2月22日の火曜日～3月8日の火曜日までの2週間で、案の縦覧を行う予定でございます。こちら広報の2月15日号にも掲載させていただきますが、市役所8階の下水道課、もしくは市のホームページのほうでこちらの案を閲覧できますので、ご承知の程宜しく申し上げます。それで引き続き3月の下旬については太田市の公共下水道の区域につきま</p>

	<p>しても変更計画案を縦覧する予定でありますので、併せて宜しくお願い致します。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。今の説明について、何か質疑等ございませんでしょうか。よろしいですね。それでは、『次第4その他（次回開催日程及び審議内容）』について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、それでは只今、日程表の通知文をお配りさせていただいておりますので少々お待ちください。</p> <p>それでは、只今お配りさせていただいた通知文をご覧ください。次回、開催日時及び審議内容の説明をさせていただきます。</p> <p>今回は、令和4年4月26日（火）午後1時30分から、本日と同じ会場であります太田市役所4階常任委員会室を予定しておりますが、年度を跨ぐため組織等の改変等もございますので、あくまで予定ということで、改めて日程が確定次第、郵送及び電話にて詳細のご連絡をさせていただきます。お手数をおかけしますが宜しくお願いいたします。審議内容は、『下水道使用料の改定案の審議・決定』、『今後の料金改定の方針』についてを予定しております。以上、宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、只今、事務局より次回開催日程及び審議内容の説明がありました。</p> <p>只今の説明に関しまして、質疑等ございませんか。事前に予告されていた日でございますけれども、新年度ですので、色々と状況等も変わるかと思っておりますので、変わりましたら改めてその時事務局から案内が来るかと思っておりますが、とりあえず、令和4年4月26日（火）午後1時30分の日程については、確保していただくようお願い致します。</p> <p>それでは、質疑等もないようですので、以上をもちまして会議を終了し、議長の職を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局	<p>(5 閉会)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、本日の審議会の全日程を終了させていただきます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>